

マンガでよくわかる!

解体

工事

元請編

令和6年度建設系廃棄物適正処理セミナー

# 建設系廃棄物の適正処理に係る留意事項

scene

# 7

## 工事開始にむけて

元請業者事務所

施主さん邸の工事に元請業者として必要な届出と工事現場への掲示物の準備を進めてもらってもいいですか。

まず、建築基準法に基づく建築物除却届と大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿の事前調査結果報告をします。あと、工事現場に必要な石綿の調査結果の掲示と調査記録の写しの備え置きの準備もしておきます。

よろしく！

看板の準備もしないといけないね。

建設業の許可票や解体工事業者の登録票、労災保険関係成立票、作業主任者一覧表あと、石綿に関する表示だね。また、現場で廃棄物を保管する場合は保管場所の掲示板も必要だね。

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
種別名	連絡登記番号
一般建設業又は特定建設業の種類	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣許可(知事)第 号
許可年月日	

労災保険関係成立票	
保険成立年月日	令和 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業主の住所氏名	
送文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
執行管理者の氏名	

私から下請さんには、解体工事業者の登録票の掲示板等をお願いしておきます。

工事開始にむけて／建築物除却届を提出しましょう

# Scene 7 石綿の事前調査結果報告

## 事前調査結果の報告が必要な工事



### ●事前調査結果の記録作成・保存

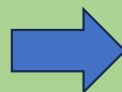
記録にはいずれの方法で判断したか、その判断根拠として使用した書類を含めて記録するとよい。

「事前調査を行った者が調査者等に該当することを証明する書類」も併せて保存する。

保存期間：解体等工事が終了した日から **3年間**

### ●施主（発注者）への調査結果説明

**書面により**事前調査結果の結果等を説明



レベル1レベル2に該当する建材がある場合、作業の14日前までに施主(発注者)から自治体及び労働基準監督署にそれぞれ届出が必要になります。

# Scene 7 事前調査結果の報告に関する留意事項(1)

作業対象の材料種類 (名称)

吹付け材

石綿含有の有無 <sup>?</sup>  有  みなし  無

含有無しと判断した根拠  1: 目視  2: 設計図書 (4を除く。)  3: 分析  
 4: 建築材料等の製造者による証明  5: 建築材料等の製造年月日

作業の種類  除去  封じ込め  囲い込み

切断等の有無 <sup>?</sup>  有  無

作業時の措置 <sup>?</sup>  負圧隔離  隔離 (負圧なし)  
 湿潤化  呼吸用保護具の使用

保温材

石綿含有の有無 <sup>?</sup>  有  みなし  無

含有無しと判断した根拠  1: 目視  2: 設計図書 (4を除く。)  3: 分析  
 4: 建築材料等の製造者による証明  5: 建築材料等の製造年月日

作業の種類  除去  封じ込め  囲い込み

切断等の有無 <sup>?</sup>  有  無

作業時の措置 <sup>?</sup>  負圧隔離  隔離 (負圧なし)  
 湿潤化  呼吸用保護具の使用

## 元方 (元請) 事業者情報

事業者の名称 <sup>?</sup> **必須**   
全角 (半角は英字のみ可)

代表者氏名 <sup>?</sup>

## 工事発注者情報

事業者の名称 <sup>?</sup> **必須**   
全角 (半角は英字のみ可)

代表者氏名 <sup>?</sup>

### 【作業対象の材料種類 (名称)】

- 建築材料の種類は、事前調査を行った種類のみ報告  
(建築物等自体に使用されていない建材は記載の必要なし。)
- 仕上塗材は吹付け材ではなく、「仕上塗材」の項目に入力  
(令和2年の法改正により、仕上塗材は工法にかかわらず「仕上塗材」と整理された。)

### 【元方 (元請) 事業者情報】

### 【工事発注者情報】

法人の場合は、代表者 (代表取締役、支店長等) の氏名も報告が必須

## Scene 7 事前調査結果の報告に関する留意事項(2)

解体の作業の対象となる床面積の合計	整数部分のみ m <sup>2</sup> 半角
解体工事又は改修工事の実施期間	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD 半角
請負金額	億  万円 (税込) 半角
石綿に関する作業の開始時期	YYYY/MM 頃 半角
事前調査の終了年月日	YYYY/MM/DD 半角
分析による調査を行った箇所	例) 2階倉庫天井、3階床

- 【解体作業の床面積】
- 解体工事の場合は報告が必須
- 【請負金額】
- 改修工事等の場合は報告が必須
- 【石綿作業の開始時期】
- 特定工事の場合は報告が必須
- 【分析調査を行った箇所】
- 分析を実施した場合は報告が必須



# Scene 7 事前調査結果の報告に関する留意事項(3)

**元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者**

事前調査を実施した者	
氏名?	<input type="text" value="例) 事前 一部"/> 全角（半角は英字のみ可）
講習実施機関の名称?	<input type="text" value="〇〇センター、〇〇協会〇〇〇県支部、日本アスベスト調査診断協会 など"/> 全角
事前調査を行った者が受請した建築物石綿含有建材調査者講習登録種類の区分?	<input type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 一戸建て等 <input type="radio"/> その他

分析調査を実施した者	
氏名?	<input type="text" value="例) 分析 次子"/> 全角（半角は英字のみ可）
所属する機関又は法人の名称	<input type="text" value="例) 石綿分析株式会社"/> 全角（半角は英字のみ可）
講習実施機関の名称?	<input type="text" value="日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本繊維状物質研究協会 など"/> 全角

作業に係る石綿作業主任者	
氏名?	<input type="text" value="例) 主任 次郎"/>

- **【事前調査を実施した者】**
- 建築物の場合、氏名・講習機関・登録区分の入力も必須
- ※建築着工日が平成18年9月1日以降の場合は不要
  
- **【分析調査を実施した者】**
- 分析を実施した場合は報告が必須
- ※分析＝調査全般ではない。

scene

# 8

## 工事開始にあたって



工事開始にあたって



# Scene 8 主任技術者等の選任

## 主任技術者・技術管理者

### ●主任技術者の設置 建設業法第26条

建設業者は、建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならない。

### ●技術管理者の設置 建設リサイクル法第31条

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を選任しなければならない。

### ●技術管理者の職務 建設リサイクル法第32条

解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。

# Scene 8 事前措置

## 事前措置(有害物質の措置等)

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。

(建リ法第9条第2項、建リ法施行規則第2条第1項3号)

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、下記の措置を講ずる必要があります。

### ■事前措置の内容とその主な留意点

- ①作業場所の確保
- ②搬出入経路の確保
- ③残存物品の搬出の確認（発注者が処理）（解体、増築・修繕・模様替え工事の場合のみ）
- ④付着物等の除去（解体、増築・修繕・模様替え工事の場合のみ）
  - ・労働安全衛生法、大気汚染防止法により粉塵等の飛散防止措置を講じる必要があります。

# Scene 8 施工（分別解体等）

## 施工（分別解体等）

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートを現場で分別しなければなりません。

（建り法第9条第1項、同条第2項、建り法施行規則第2条第1項4号、同第3～第7項）

### 1. 施工時の体制

- ①建設業許可においては、**監理技術者又は主任技術者**、解体工事業者においては、**技術管理者を設置**して、技術的な管理を行わせることが必要です。
- ②建設業許可または解体工事登録の**標識を掲示**しなければなりません。

### 2. 分別解体

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるように、**建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体**することが必要です。

#### ■施工方法の基準

##### ●建築物の解体工事

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに構造体力上主要な部分の取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

##### ●工作物の解体工事

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に付属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り外し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り外し

## Scene 8 建設副産物の再資源化等・適正処理

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材について、再資源化をしなければなりません  
(建リ法第16条)

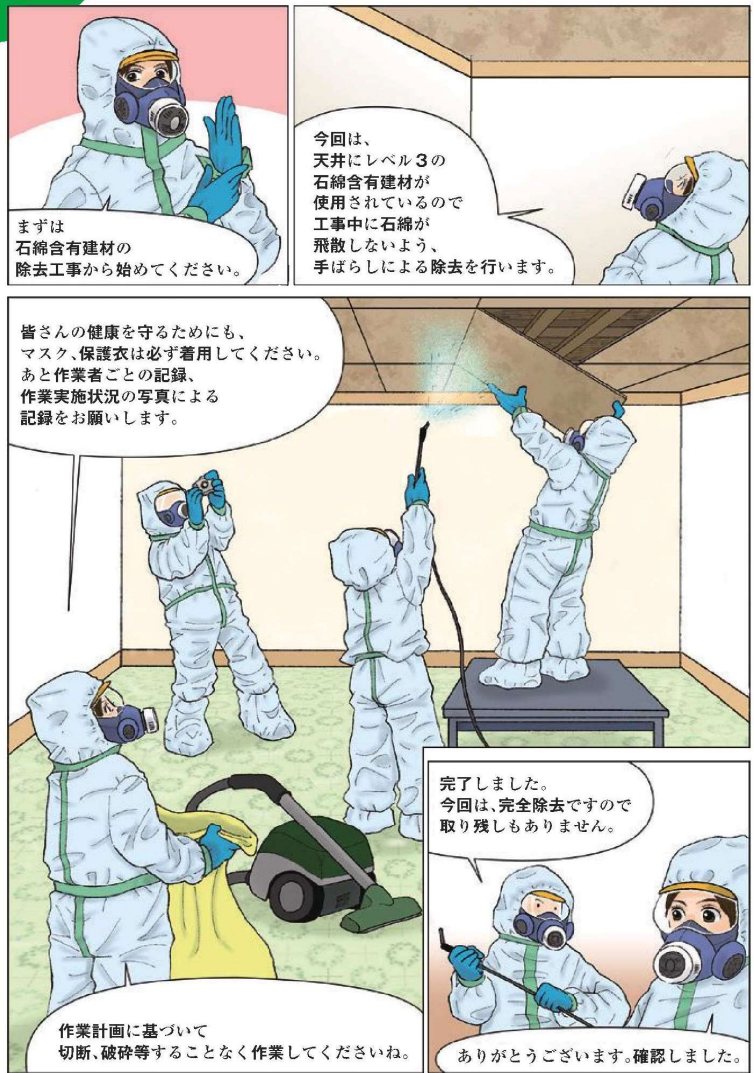
対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化しなければなりません。

なお、木材についても再資源化をしなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再生資源化施設が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らす縮減を行ってもよいこととなっています。しかし、縮減を選択する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

scene

# 9

## 石綿(アスベスト)除去工事について



石綿(アスベスト)除去工事について



# Scene 9 石綿（アスベスト）除去の作業基準の例

[作業基準の例] (大気汚染防止法第18条の14、同法施行規則第16条の4第6項)	
特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	※除去時は①、②またはこれと同等以上の措置(※1)を講ずること
	①切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること (1)除去部分の周辺を事前に養生すること (2)除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(②(1)の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有成形板等	①切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法による除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1…同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

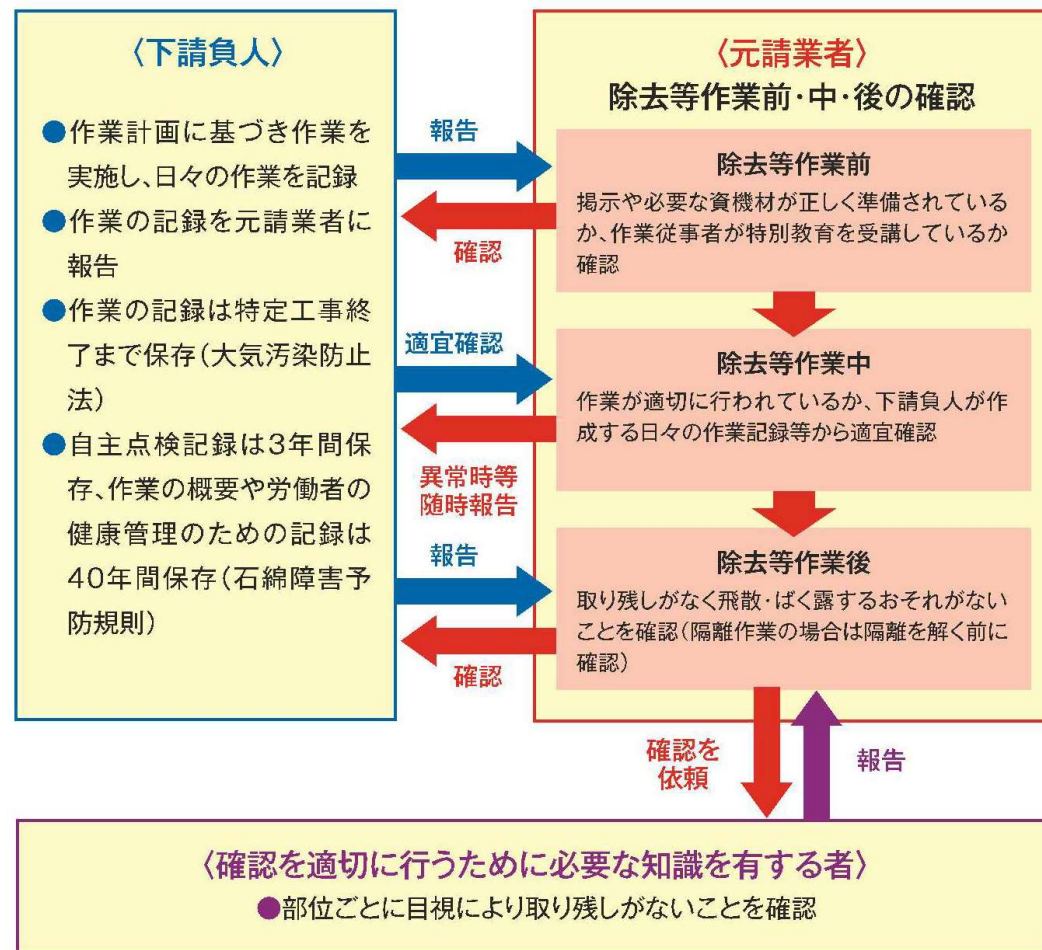
※2…薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

★石綿障害予防規則に基づく、作業方法（作業基準）についても遵守してください。



# Scene 9 除去等作業の流れ

- 作業計画の作成
- 事前調査結果の掲示、現場への備え置き
- 作業基準の遵守
- 作業実施状況の記録作成・保存
- 取り残し等の確認  
調査者等または石綿作業主任者が取り残しが  
ないこと等を確認する。
- 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存  
結果を書面で施主（発注者）に報告し、報告書  
面を保存する。



scene  
10-1

## 元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬

元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬



scene  
10-2

## 元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬

元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬



※産廃条例で最終処分した旨の報告を受けた日から15日以内と定められています。



# Scene10 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票				建設系廃棄物マニフェスト(A)				整理番号	
交付年月日 R6年1月16日		交付番号 06627346515		交付担当者 所属 安全課		氏名 三重太郎		事前協議 番号/年月日等	
排出事業者	事業者 5100000	事業場(作業所) 所在地	5100000	照会・確認日	検印又はサイン(B1票)	検印又はサイン(B2票)	検印又はサイン(D票)	検印又はサイン(E票)	
	住所		四日市市〇〇		所在地	鈴鹿市〇〇	年月日	年月日	年月日
業者	氏名又は名称 適正建設(株)	名称 △△邸工事現場	電話番号 059-000-0000	年月日					
	電話番号 059-000-0000		電話番号 090-000-0000						
産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m <sup>3</sup> , 枚)								形状	荷姿
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量
01 コンクリートがら	1	07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石棉含有産業廃棄物		21 廃石棉等	
02 アスコンがら		08 石棉含有産業廃棄物		12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物			
03 その他がれき類				13 木くず					
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず					
05 プラスチック類				15 廃石膏ボード					
06 金属くず				16 混合(管理型含む)		総重量又は総容量	2m <sup>3</sup>		
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 及び管理票の交付番号(登録番号)									
最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称									
運搬受託者(収集運搬業者)(1)									
住所 〒 5100000 四日市市〇〇									
氏名又は名称 安全運搬(株)									
電話番号 059-000-0000									
積替え・保管 収集運搬車両番号 車種									
1. 有 2. 無 三重33み0000 4tトラック									
運搬受託者(収集運搬業者)(2)									
住所 〒									
氏名又は名称									
電話番号									
積替え・保管 収集運搬車両番号 車種									
1. 有 2. 無									
運搬先の事業場(処分業者の処理施設)									
所在地 〒 5100000 四日市市〇〇									
名称 信頼産業(株)									
電話番号 059-000-0000									
処分方法									
中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破砕 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. 8.									
追加記載事項									
廃石棉を含まない									
処分受託者(処分業者)									
住所 〒 5100000 四日市市〇〇									
氏名又は名称 信頼産業(株)									
電話番号 059-000-0000									
積替え又は保管									
所在地 〒									
電話番号									
有価物拾集 1. 有 2. 無 実積数量 t, m									
運搬の受託(1)									
会社名及び運搬担当者名(サイン又は受領印)									
運搬終了日 年 月 日									
運搬の受託(2)									
会社名及び運搬担当者名(サイン又は受領印)									
運搬終了日 年 月 日									
処分の受託(受領)									
会社名及び処分担当者名(サイン又は受領印)									
処分日 年 月 日									
処分の受託(処分)									
会社名及び処分担当者名(サイン又は押印)									
処分日 年 月 日									
最終処分終了日(埋立処分、再生等) 年 月 日									
確認者(サイン又は押印)									
最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、処分先でも可)									
発行元: 建設六団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター									

排出事業者保存用 (収集運搬業者一社の場合)

収集運搬業者二社の場合

排出事業者保存用

部分は記入不要の項目です

# Scene 10 産業廃棄物管理票の運用

マニフェストを使用する上では、廃棄物処理法により定められた下記の事項を守ることが必要です。

- 産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分場)ごとに交付する。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- 排出事業者(解体工事の場合は元請業者)のマニフェスト交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。
- マニフェスト交付の日から5年間A票を保存する。
- 処理業者から送付された写しを、送付を受けた日から5年間保存する。

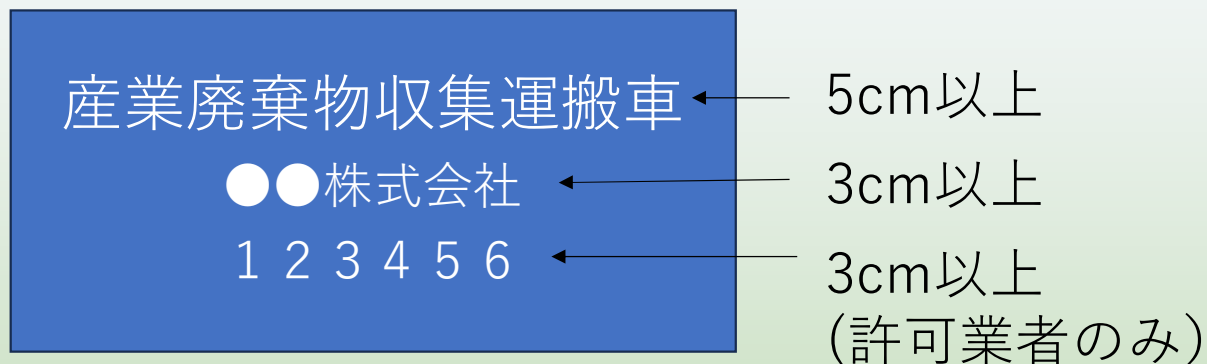
産業廃棄物が中間処理業者に直接運搬される場合のマニフェストは7枚です。



交付の際に記入するだけでなく、産業廃棄物が最終処分されたことを確認するまで、処理業者(収集運搬業者及び中間処理業者等)と連絡を取り合いながら協力しあうことが必要です。収集運搬業者から「B2票」、中間処理業者等から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の照合をします。

# Scene 10 運搬時の基準

- ・ 車両両側面への掲示板の貼付

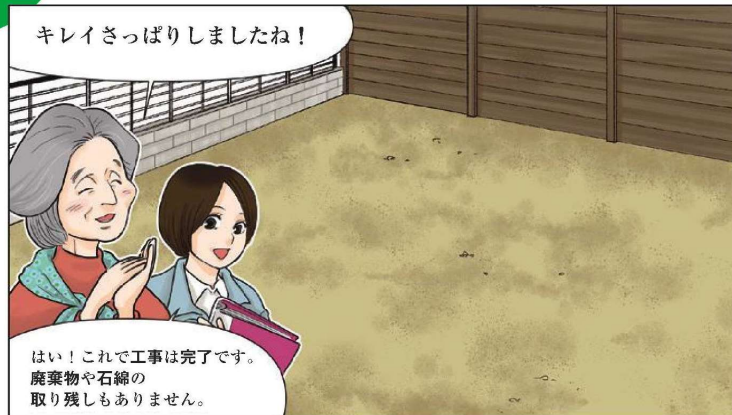


## 携帯書類

自社運搬	紙マニフェスト	電子マニフェスト
次の事項を掲載した書類 ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 運搬する産業廃棄物の種類・数量 ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日 ・ 積載した工事現場の名称・所在地・連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称	紙マニフェスト 許可証の写し	受渡確認票（電子可） 許可証の写し 加入証の写し



工事完了後の報告





# Scene 11 工事完了後の報告

## 特定建設資材廃棄物の再資源化完了報告 (建設リサイクル法)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

### ●報告事項

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

## 石綿（アスベスト）の除去報告 (大気汚染防止法)

元請業者は特定粉じん排出等作業（石綿の除去作業）が完了したときは、発注者に対し書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

## 産業廃棄物処理に関する報告 (三重県産業廃棄物条例)

元請業者は発注者に以下のいずれかの写しを交付するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告をして内容の確認を受けなければなりません。

### ●提示内容

- ①マニフェスト（管理票）の写し 又は
- ②電子マニフェストの写し

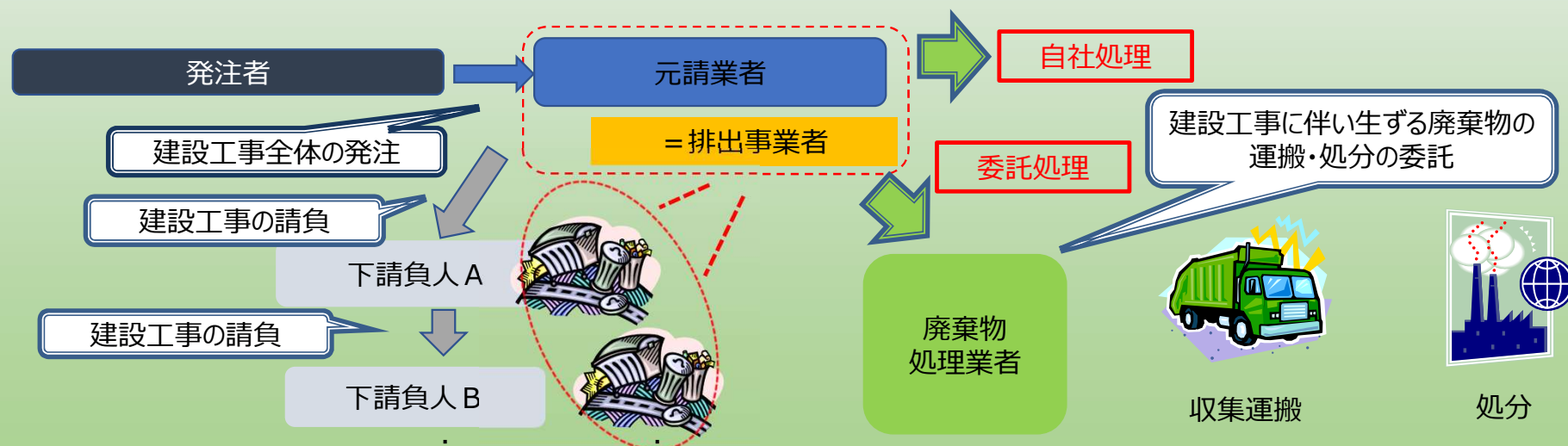
発注者が産業廃棄物を適正に処理していないことを知ったときは、元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努めることとされています。

# 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例 (廃掃法第21条の3)

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

## 効果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならない。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならない。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

# 解体工事現場への立入検査結果（再掲）

## 解体工事現場集中パトロールの実施状況

	違反事項	違反条項	違反件数（立入件数）		
			R4(74)	R5(72)	R6(92)
①	無許可業者に産業廃棄物処理を委託	委託基準違反（法第12条第5項）	2	1	1
②	収集運搬業者との書面契約が未締結	委託基準違反（法第12条第6項）	1	1	0
③	元請業者が管理票不交付 （下請負人が管理票を交付）	管理票交付義務違反 （法第12条の3第1項）	1	1	0
④	車両表示なし、許可証不携帯等	処理基準違反（法第12条第1項）	31	19	31
⑤	無許可で産業廃棄物の処理を受託	受託禁止違反（法第14条第15項）	0	0	0
⑥	管理票の交付を受けていないのに、産 廃の引渡しを受けた	不交付による引渡し （法第12条の4第2項）	0	0	0
⑦	残置物・エアコン等を無許可業者が運 搬、産廃として処理	無許可営業（法第7条第1項）	0	0	0
⑧	標識の未設置（建設業法、建り法）	建設業法第40条、建り法第33条	38	35	25
⑨	標識の未設置（大気汚染防止法）	大気汚染防止法第18条の15	50	42	34

# 事例 1 野外焼却

## 産業廃棄物処理業者の行政処分（許可取消し）を行いました 050615

令和●年●月●日、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2（事業許可の取消し）の規定に基づき行政処分を行いました。

### 1 行政処分を受けた者

津市○○

株式会社 A（代表取締役 ○○ ○○）

（建築工事業、土木工事業 等）

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

### 3 行政処分の理由

令和●年●月●日、法第19条第1項の規定に基づき、津市××の土地に立入検査を実施したところ、当該現場で同社の従業員が重機で作成した素掘りの穴（縦1m、横1m、深さ1m）で、廃棄物（造成時に発生した木・草及びプラスチック）を野外焼却していることを確認しました。

このことは、法第16条の2（焼却禁止）違反に該当します。

# 事例 1 野外焼却

## 4 根拠条文（抜粋）

### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（事業の停止）

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

（以下略）

（許可の取消し）

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

（略）

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

（以下略）

（焼却禁止）

第16条の2 **何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。**

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

## 事例 2 受託禁止違反等

### 産業廃棄物処理業者の行政処分（事業の停止）を行いました

050309

令和●年●月●日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の全部の停止の行政処分を行いました。

#### 1 被処分者

津市○○

有限会社B

代表取締役 ○○○○ （土木工事、産業廃棄物収集運搬業 等）

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 （令和○年○月○日から令和○年○月○日までの90日間）

#### 3 行政処分の理由

津市内の家屋解体工事に伴い発生した産業廃棄物について、有限会社Bは産業廃棄物処分業の許可を有さないにもかかわらず、排出事業者から当該産業廃棄物の処分を受託した。このことは、法第14条第15項の規定に違反（受託禁止違反）する。

また、排出事業者から当該産業廃棄物の引渡しを受けるにあたり、産業廃棄物管理票の交付を受けていなかった。このことは、法第12条の4第2項の規定に違反（管理票不交付による引受け）する。



## 事例 2 受託禁止違反等

### 4 根拠条文（抜粋）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

#### 第12条の4 略

2 前条第1項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による**管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。**

（以下 略）

（産業廃棄物処理業）

#### 第14条 略

15 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、**産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。**

# 事例3 受託禁止違反等

## 産業廃棄物処理業者の行政処分（事業の停止）を行いました 030909

令和●年●月●日、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3（事業の停止）の規定に基づき行政処分を行いました。

### 1 行政処分を受けた者

津市○○

C株式会社（代表取締役 ○○○○）（1 建築工事業他各種工事業 2 産業廃棄物収集運搬業 等）

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部の停止（令和●年●月●日から令和●年●月●日までの90日間）

### 3 行政処分の理由

令和●年●月●日、法第19条第1項の規定に基づき、津市○○の土場に立入検査を実施したところ、冷蔵冷凍室の扉が保管されていることを確認しました。その後の調査により、当該扉は、○○町地内の店舗内装撤去工事（以下「当該工事」という。）から発生したものであることが判明しました。当該工事の元請業者は、当該工事に伴って発生した産業廃棄物の収集運搬及び処分を下請であるCに委託し、Cは産業廃棄物処分業の許可を有していないにも関わらず、処分を受託したことから、法第14条第15項違反（受託禁止違反）に該当します。

また、Cは受託した収集運搬を元請業者から事前に書面による承諾を得ずに他の産業廃棄物収集運搬業者に再委託したことから、法第14条第16項違反（再委託禁止違反）に該当します。

さらに、Cは元請業者から産業廃棄物の引渡しを受けるにあたり、産業廃棄物管理票の交付を受けておらず、法第12条の4第2項違反（引受禁止違反）に該当します。

## 事例 3 受託禁止違反等 030909

### 4 根拠条文（抜粋）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

#### 第12条の4 略

2 前条第1項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による**管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。**（以下 略）

（産業廃棄物処理業）

#### 第14条 略

15 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、**産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。**

16 **産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。**ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

（事業の停止）

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

終 了